

電気供給約款

東燃ゼネラル石油株式会社

目次

第1条（適用）	1
第2条（本約款の変更）	1
第3条（用語の定義）	2
第4条（単位および端数処理）	4
第5条（契約の申込み）	4
第6条（供給の開始及び単位）	5
第7条（契約種別）	5
第8条（計量に関する取扱い）	5
第9条（常時供給電力）	6
第10条（予備電力）	7
第11条（自家発供給電力）	8
第12条（燃料費調整）	11
第13条（契約超過金）	12
第14条（電気料金の算定）	13
第15条（支払義務及び支払期日）	14
第16条（支払遅延及び支払過誤等）	14
第17条（保証金）	15
第18条（債権の譲渡等）	16
第19条（お客様の協力）	16
第20条（個人情報のご共同利用）	18
第21条（供給の停止）	19
第22条（給電指令の際の措置）	20
第23条（工事費等の負担）	20
第24条（契約の変更又は解約等）	21
第25条（損害賠償）	23
第26条（不可抗力）	24
第27条（管轄裁判所）	24
第28条（連絡体制）	24
第29条（守秘義務）	24
第30条（契約終了後の取扱い）	25
第31条（反社会的勢力の排除）	25
第32条（企業倫理の遵守）	26

第33条（当社とお客様の役員・従業員との利害関係）	27
附則.....	28
別表1	30
別表2	32
別表3	32

電気供給約款

第1条（適用）

この電気供給約款（以下、「本約款」といいます。）は、当社と電気需給契約（以下、「電気需給契約」といいます。）を締結されたお客様において第3条に定義される送配電会社の供給区域内の需要場所に対して、当社が送配電会社と締結した接続供給契約（以下、「接続供給契約」といいます。）に基づき電気を供給するときの電気料金その他の供給条件を定めたものです。以下、電気需給契約と本約款とを併せて「本契約」といいます。

本約款は、平成28年4月18日より実施いたします。

第2条（本約款の変更）

- (1) 送配電会社の定める託送供給約款が改定された場合、法令・条例・規則等の改正により本約款変更の必要が生じた場合、その他当社が必要と判断した場合には、当社は、本約款を変更することがあります。この場合には、本約款に定める電気料金その他の供給条件は、変更後の電気供給約款によります。なお、当社は、本約款を変更する際には、所定のウェブサイトへの掲載その他の方法を通じてお客様にあらかじめお知らせいたします。
- (2) 消費税及び地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率に基づき、本約款に定める供給条件及び電気需給契約に定める電気料金を変更いたします。この場合、契約期間中であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の電気供給約款及び電気料金によります。
- (3) 当社は、送配電会社の電気料金が改定された場合、又は発電費用若しくは電気の調達コストの変動その他の合理的理由により料金改定が必要となる場合は、事前に新たな料金単価、及びその適用開始日（以下、「新料金単価適用開始日」といいます。）を書面、電子メール等でお客様に通知することにより、電気需給契約における新たな料金単価を定めることができます。
- (4) 当社は、本条の規定により本約款を変更する場合において、電気事業法その他の法令に基づくお客様への供給条件の説明については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明すれば足りるものとし、かつ、同法その他の法令に基づく書面の交付については、当該変更をしようとする事項、小売電気事業者の名称及び住所、契約年月日及び供給地点特定番号のみを記載すれば足りるものとし、ただし、当該変更が法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の小売供給契約の実質的な変更を伴わないものである場合、電気事業法その他の法令に基づく供給条件の説明については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すれば足りる

需要場所を供給区域とする一般送配電事業者をいいます。

(1 1) 検針／計量日

検針日又は計量日をいいます。

(1 2) 需要場所

電気需給契約において当社とお客様との協議によりあらかじめ定まる、当社が電気を供給するお客様の需要地点をいい、原則として、以下のように取り扱います。

① 1 構内又は1 建物を1 需要場所といたします。なお、構内とは、柵（植木を含む。）、塀、溝、その他の客観的な遮断物によって明確に区画された区域をいいます。また建物とは、主となる屋上、屋根が他の構造物から独立し、明瞭に単独とみなせる構造物をいいます。

② 上記①にかかわらず、隣接する複数の構内の場合で、送配電会社が1 需要場所と認める場合、1 需要場所とします。

(1 3) 需給地点

電気の需給が行われる地点をいい、送配電会社の電線路又は引込線とお客様の電気設備との接続点といたします。

(1 4) 力率

その月の毎日8時00分から22時00分までの時間における平均力率をいいます。なお、別表2に基づく平均力率の算定において、瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は100%といたします。

(1 5) 最大需要電力

お客様の使用された需要電力の最大値であり、送配電会社によって設置された30分最大需給電力計により計測された値をいいます。

(1 6) 給電指令

お客様の電気の使用について、当該電力会社が保安上、需給上又は電気の品質維持の観点から必要に応じて行う運用に関する指示をいいます。

(1 7) 貿易統計

関税法に基づき公表される統計をいいます。

(1 8) 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量及び価額の値に基づき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間又は12月1日から

翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。

(19) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第16条第1項に定める賦課金をいいます。

第4条（単位および端数処理）

本契約において使用する単位、端数処理は以下のとおりといたします。

- (1) 契約電力、最大需要電力の単位は1キロワット（1kW）とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 使用電力量の単位は1キロワット時（1kWh）とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (3) 力率の単位は1パーセント（1%）とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (4) 電気料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てます。

第5条（契約の申込み）

(1) 契約の申込み

お客様が新たに電気需給契約の締結を希望される場合は、あらかじめ本約款を承認のうえ、所定の様式に従って申込みをしていただきます。

(2) 契約の成立及び契約期間

電気需給契約第1条の定めに従うものとします。なお、同条の定めにより本契約が更新される場合において、電気事業法に基づく供給条件の説明については、更新後の契約期間のみを書面を交付することなく説明すれば足りるものとし、かつ、同法に基づく書面の交付については、当該更新後の契約期間、小売電気事業者の名称及び住所、契約年月日、書面を作成した年月日及び供給地点特定番号のみを記載すれば足りるものとします。

(3) 契約の単位

当社は、1需要場所について1契約種別を適用して、1需給契約を結びます。ただし、1需要場所において2以上の契約種別を契約する場合その他当社が適当と判断した場合はこの限りではありません。

(4) 自衛措置

電圧又は周波数の変動等によってお客様所有の設備が損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な自衛措置を講じていただきます。ま

た、お客様が保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、予備電力の申込み、保安用発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な自衛措置を講じていただきます。

(5) 発電設備設置に伴う申込み

お客様が発電設備を設置される場合には、予備発電設備が設置されている場合等お客様の発電設備の検査、補修又は事故（停電による停止等を含みます）による不足電力が生じないことが明らかな場合を除き、自家発補給電力の申込みをしていただきます。

第6条（供給の開始及び単位）

(1) 供給の開始

① 当社は、お客様の電気需給契約の申込みを承諾したときには、当社は、送配電会社と調整の上、需給開始日を定めた上でお客様に通知し、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。

② 当社は、当社と送配電会社との調整、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、あらためてお客様と協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。

(2) 供給の単位

当社は、次の場合を除き、1需給契約につき、1供給電気方式、1引込み及び1計量をもって電気を供給いたします。

第7条（契約種別）

契約種別は、常時供給電力、予備電力、自家発補給電力といたします。

第8条（計量に関する取扱い）

(1) 計量の主体及び方法

お客様が使用する電力量、最大需要電力及び力率は、送配電会社によって設置された計量器により計量された値とし、電力量は30分毎に計測いたします。ただし、乗率を有する30分最大需要電力計の場合は、乗率倍するものといたします。

(2) 計量電圧が供給電圧と異なる場合

計量電圧が供給電圧と異なる場合で、やむをえず当該計量電圧を使用しなければならない場合には、供給電圧と同位にするために原則として3%の損失率によって修正した値を用います。ただし、電気需給契約により損失率が定められている場合は、当該損失率をもって修正した値を用います。

(3) 計量不能の措置

送配電会社の計量器の故障等により計量値が正しく得られなかった場合、お客様と当社による協議により決定した値とします。

第9条（常時供給電力）

(1) 契約電力

常時供給電力の契約電力は、次のとおりといたします。

- ① 高圧で供給する場合で、契約電力が500キロワット以上の場合、及び特別高圧で供給する場合の契約電力は、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客様と当社との協議によって定めます。以下、本号のお客様を「協議制のお客様」といいます。
- ② 高圧で供給する場合で、契約電力が500キロワット未満の場合、各月の契約電力は、次の場合を除き、その1か月の最大需要電力と前11か月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。以下、本号のお客様を「実量制のお客様」といいます。

(ア) 新たに電気の供給を受ける場合又は低圧で送配電会社より電気の供給を受けていたお客様が新たに当社から高圧で供給を受ける場合は、当社からの供給開始の日以降12か月の期間の各月の契約電力は、その1か月の最大需要電力と当社からの供給開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値とします。なお、当社からの電気の供給に先だって、お客様が同一の需要場所で当社以外の第三者から電気の供給を受けていた場合は、契約電力の決定上、新たに電気の供給を受ける場合とみなしません。

(イ) 受電設備を減少される場合で、1年を通じて最大需要電力が減少することが明らかなきは、受電設備を減少された日を含む1か月の次の月以降12か月の期間の各月の契約電力は、お客様の負荷設備及び受電設備の内容並びに同一業種の負荷率等を基準として、お客様と当社との協議により定めた値とします。ただし、契約電力を変更した月以降12か月の期間で、その1か月の最大需要電力と契約電力を変更した月から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客様と当社との協議によって定めた値を上回る場合は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。

(2) 電気料金

常時供給電力の1か月の電気料金は、以下の方式で算定した基本料金、電力量料金、第12条によって算定された燃料費調整額及び附則第1条（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（1）によって算定された再生可能エネルギー発電促

進賦課金の合計といたします。なお、契約電力、基本料金単価、電力量料金単価は電気需給契約に定めるものといたします。

① 基本料金

基本料金は、需給開始日以降適用するものとし、常時供給電力の契約電力、その基本料金単価及び力率から以下の算式により算定される金額といたします。

$$\text{基本料金} = \text{契約電力} \times \text{基本料金単価} \times (1.85 - \text{力率} / 100)$$

ただし、当該月にまったく電気を使用されない場合（予備電力によって電気を使用された場合を除きます。）、以下の算式により算定される金額といたします。

$$\text{基本料金} = \text{契約電力} \times \text{基本料金単価} \times 0.5$$

② 電力量料金

電力量料金は、その月の時間帯ごとの常時供給電力の使用電力量と、その時間帯ごとに定めた電力量料金単価から以下の算式により算定される金額といたします。

$$\text{電力量料金} = \text{使用電力量} \times \text{電力量料金単価}$$

第10条（予備電力）

(1) 契約電力

予備電力は、常時供給変電所からの予備電線路により電気の供給を受ける予備線及び常時供給変電所以外の変電所からの予備電線路により電気の供給を受ける予備電源を対象とします。予備電力の契約電力は、常時供給電力の契約電力の値といたします。ただし、お客様に特別の事情がある場合、予備電力によって使用される負荷設備若しくは受電設備の内容又は予想される最大需要電力を基準として、お客様と当社との協議によって定めます。

(2) 電気料金

予備電力の1か月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金、第12条によって算定された燃料費調整額及び附則第1条（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(1)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、常時供給電力の供給電圧が特別高圧のお客様において、予備電力の供給電圧が常時供給電力の供給電圧と異なる場合には、予備電力の契約電力及び使用電力量は、電気料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするために3%の損失率で修正したものといたします。なお、契約電力、基本料金単価は電気需給契約に定めるものとします。

① 基本料金

基本料金は、需給開始日以降適用するものとし、予備電力の契約電力とその基本料金単価から以下の算式により算定される金額とします。

$$\text{基本料金} = \text{契約電力} \times \text{基本料金単価}$$

② 電力量料金

電力量料金は、その月の予備電力の使用電力量につき、お客様の常時供給電力の該当料金を適用し、常時供給分の電力量料金とあわせて算定いたします。

第 11 条（自家発補給電力）

(1) 契約電力

自家発補給の契約電力は、お客様の発電設備容量を基準として、お客様と当社との協議によって定めます。

(2) 電気料金

自家発補給電力の 1 か月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金、第 12 条によって算定された燃料費調整額及び附則第 1 条（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(1) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。なお、契約電力、使用時の基本料金単価、未使用時の基本料金単価及び条件毎の電力量料金単価は電気需給契約に定めるものとし、

① 基本料金

基本料金は、需給開始日以降適用するものとし、自家発補給電力の契約電力とその月の使用条件毎の基本料金単価から以下の算式により算定される金額といたします。ただし、当該月に前月から継続して自家発補給電力の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の自家発補給電力の供給を受けなかった期間よりも短いときは、その期間における自家発補給電力の供給は、前月における自家発補給電力の供給とみなします。

(ア) 自家発補給電力使用時

$$\text{基本料金} = \text{自家発補給電力の契約電力} \\ \times \text{使用時の基本料金単価} \times (1.85 - \text{力率} / 100)$$

(イ) 自家発補給電力未使用時

$$\text{基本料金} = \text{自家発補給電力の契約電力} \times \text{未使用時の基本料金単価}$$

② 電力量料金

電力量料金は、その月の使用条件ごとの自家発補給電力の使用電力量と、

その条件ごとに定めた電力量料金単価から以下の算式により算定される金額といたします。

$$\text{電力量料金} = \text{使用電力量} \times \text{電力量料金単価}$$

(3) 定期検査・定期補修の取扱い

- ① お客様が実施する発電設備の定期検査及び定期補修の時期は、毎年度当初にお客様と当社による協議であらかじめ定めるものといたします。
- ② 上記①により定まる発電設備の定期検査及び定期補修の実施時期の1か月前に、お客様と当社はその実施時期について再度協議してその時期を確認し、お客様はその実施時期を当社に対して書面により通知していただきます。
- ③ 上記①及び②にかかわらず、当社又は送配電会社の需給状況が著しく悪化した場合には、当社はその実施時期についてお客様と協議させていただきます。

(4) 自家発補給電力の使用

① 使用の通知

お客様が自家発補給電力を使用する場合は、使用開始時刻と使用休止時刻をあらかじめ当社に通知するものとします。ただし、事故、その他やむを得ない場合には、使用開始後、すみやかに当社に通知するものとします。

② 使用の確認

常時供給電力と自家発補給電力を同一計量する場合において、協議制のお客様の最大需要電力が常時供給電力の契約電力以下の場合、又は、実量制のお客様の最大電力が前11か月の最大電力以下の場合、上記①にかかわらず自家発補給電力を使用しないものとします。

(5) 自家発補給電力の最大需要電力

常時供給電力と自家発補給電力を同一計量する場合において、自家発補給電力の最大需要電力は次の①又は②による場合を除き、原則として自家発補給電力の契約電力をその1か月の最大需要電力とみなします。なお、自家発補給電力の契約電力及び常時供給電力の契約電力の算定において、常時供給電力の最大需要電力は、その1か月の自家発補給電力の使用期間中における最大需要電力の値から自家発補給電力の最大需要電力を差し引いた値とその1か月の自家発補給電力の使用時間外における最大需要電力の値のうちいずれか大きい値といたします。

- ① 協議制のお客様について、自家発補給電力を使用した際の総需要の最大需要電力が常時供給電力と自家発補給電力の契約電力の合計を上回った場合、自家発補給電力の最大需要電力は以下の(ア)から(ウ)によるものとします。

(ア) 超過の原因が自家発補給電力の超過であることが明らかな場合

自家発補給電力の最大需要電力

$$= \text{総需要の最大需要電力} - \text{常時供給電力の契約電力}$$

(イ) 超過の原因が常時供給電力の超過であることが明らかな場合

$$\text{自家発補給電力の最大需要電力} = \text{自家発補給電力の契約電力}$$

(ウ) 超過の原因が明らかでない場合

自家発補給電力の最大需要電力

$$= \text{総需要の最大需要電力} \times \text{自家発補給電力の契約電力}$$

$$\div (\text{常時供給電力の契約電力} + \text{自家発補給電力の契約電力})$$

② 実量制のお客様について、自家発補給電力の需要電力の最大値が自家発補給電力の契約電力を超えたことが明らかなときは、自家発補給電力の需要電力の最大値をその1か月の自家発補給電力の最大需要電力とみなします。

(6) 自家発補給電力の使用電力量

常時供給電力と自家発補給電力を同一計量する場合において、自家発補給電力の使用電力量は次の①から③により算定するものとします。

① 自家発補給電力の使用電力量

自家発補給電力の使用電力量

$$= \text{自家発補給電力の使用時間中の使用電力量}$$

$$- (\text{基準電力} \times \text{自家発補給電力の使用時間})$$

なお、基準電力は、原則としてあらかじめお客様と当社との協議で定めた次の(ア)から(ウ)によるものとします。ただし、当該基準電力の算定が不相当と認められる場合は、別途お客様と当社による協議で定めるものとします。

(ア) 自家発補給電力使用の前月又は前年同月における常時供給分の平均電力

(イ) 自家発補給電力使用の前3か月間における常時供給分の平均電力

(ウ) 自家発補給電力使用の前3日間における常時供給分の平均電力

② 自家発補給電力の継続した使用期間を通算して自家発補給電力の使用電力量を算定することが不相当と認められる場合は、自家発補給電力供給期間中の計量時間ごとに、上記①に定める基準電力に該当時間を乗じて得た値を使用電力量から差し引いた値の合計を自家発補給電力の使用電力量とします。

③ 上記①及び②において算定された自家発補給電力の使用電力量は、原則として自家発補給電力の最大需要電力に自家発補給電力の使用時間を乗じて得た値を超えないものとします。

(7) その他

当社は、必要に応じてお客様から電気の需給に関する記録及び発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。

第12条 (燃料費調整)

(1) 燃料費調整額の算定

燃料費調整額は、その1か月の使用電力量に、以下の方法により算定される燃料費調整単価を適用して算定いたします。

① 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量及び価額の値に基づき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

α 、 β 、 γ = 本約款別表3に定める係数

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格及び1トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

② 燃料費調整単価

燃料費調整単価は消費税等相当額を含む金額とし、次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。なお、燃料価格Xは本約款別表3に定めるものとします。

$$\begin{aligned} \text{燃料費調整単価} &= (\text{平均燃料価格} - X \text{円}) \\ &\quad \times (2) \text{の基準単価} / 1,000 \end{aligned}$$

③ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整適用期間に使用される電気に対し次のとおり適用いたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から 3月31日までの期間	その年の6月の電気料金 に係る計量期間等
毎年2月1日から 4月30日までの期間	その年の7月の電気料金 に係る計量期間等
毎年3月1日から 5月31日までの期間	その年の8月の電気料金 に係る計量期間等
毎年4月1日から 6月30日までの期間	その年の9月の電気料金 に係る計量期間等
毎年5月1日から 7月31日までの期間	その年の10月の電気料金 に係る計量期間等
毎年6月1日から 8月31日までの期間	その年の11月の電気料金 に係る計量期間等
毎年7月1日から 9月30日までの期間	その年の12月の電気料金 に係る計量期間等
毎年8月1日から 10月31日までの期間	翌年の1月の電気料金 に係る計量期間等
毎年9月1日から 11月30日までの期間	翌年の2月の電気料金 に係る計量期間等
毎年10月1日から 12月31日までの期間	翌年の3月の電気料金 に係る計量期間等
毎年11月1日から 翌年の1月31日までの期間	翌年の4月の電気料金 に係る計量期間等
毎年12月1日から 翌年の2月末日までの期間	翌年の5月の電気料金 に係る計量期間等

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、本約款別表3に定めるものとします。

第13条 (契約超過金)

(1) 契約電力が500kW以上のお客様において、お客様が契約電力を超えて電気

を使用された場合には、当社の責めとなる理由による場合を除き、当社は、以下の算式により算定される金額を、契約超過金として申し受けます。

$$\text{契約超過金} = (\text{当該月の最大需要電力} - \text{当該月の契約電力}) \\ \times \text{基本料金単価} \times (1.85 - \text{力率} / 100) \times 1.5$$

- (2) 契約超過金は、契約電力を超えて電気を使用された月の電気料金の支払期日までに、原則として、その電気料金とあわせて支払っていただきます。

第14条（電気料金の算定）

(1) 電気料金

電気料金は、第9条（常時供給電力）（2）、第10条（予備電力）（2）、第11条（自家発供給電力）（2）、第12条（燃料費調整）及び第13条（契約超過金）にて算定した料金の合計金額とします。

(2) 電気料金の適用開始の時期

電気料金は、需給開始日から適用いたします。

(3) 電気料金の計量

計量日は、送配電会社が設置した記録型計量器に電力量計の値が記録された日といたします。

(4) 電気料金の算定期間

電気料金の算定期間は、次の①及び②の場合を除き、原則として毎月1日から当該月末日までの期間といたします。ただし、送配電会社の検針／計量日の運用により必要に応じ、前月の検針／計量日から当月の検針／計量日までの期間へと変更することがあります。

① 電気の供給を開始し、再開し、休止し、若しくは停止し、又は本契約が終了した場合

② 契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合でお客様と当社が月の途中で契約電力等を変更することに合意した場合

(5) 日割計算

当社は、上記（2）①又は②に定める事由が発生した場合は、次のとおり電気料金を算定いたします。

① 基本料金は、以下の算式により算定いたします。

$$\text{基本料金} = 1 \text{ か月の基本料金} \times (\text{日割計算対象日数} / \text{該当月の日数})$$

なお、上記の算定式に適用する日割計算対象日数には、電気の需給開始日、電気の供給の再開日、電気の供給の停止日及び本契約の解除日を含みます。また、料金の変更があった場合には、料金の変更があった日の前日までの

供給日数につき変更前の基本料金を、変更日以後の供給日数につき変更後の基本料金を適用いたします。

- ② 電力量料金は、日割計算の対象となる算定期間の使用電力量により算定いたします。

第15条（支払義務及び支払期日）

（1）支払方法

電気料金については毎月、工事費負担金その他についてはその都度、お客様には次のいずれかの方法にて支払っていただきます。ただし、実量制のお客様については、お客様又は当社の事情により次の①による支払いが出来ない場合を除き、次の①によって支払っていただきます。

- ① お客様が指定する口座から当社の口座へ毎月継続して電気料金を振り替える場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に通知していただきます。この場合、振替日は事前に設定いたします。なお、振替手数料は当社が負担いたします。
- ② お客様が当社の指定した金融機関等を通じて払い込みにより電気料金を支払われる場合には、支払いに要する費用はお客様に負担していただきます。

（2）請求書の送付

当社は、お客様から当社に支払われるべき月ごとの金額と、基本料金及び電力量料金等の内訳をつけた請求書をお客様に送付いたします。

（3）支払期日

- ① 上記（1）①の場合、お客様の電気料金は、事前に設定した振替日（以下、「支払期日」といいます。）に当社に支払っていただきます。ただし、お客様の都合により支払期日にお客様の口座から電気料金が引き落とせなかった場合は、支払期日から15日以内に再引き落とし又は当社の指定した金融機関を通じた払い込みにより電気料金をお支払いいただきます。（支払期日が金融機関の休業日の場合は、支払期日を翌営業日といたします。）。なお、この場合の支払いに要する費用はお客様に負担していただきます。
- ② 上記（1）②の場合、お客様の電気料金は、当社から送付された請求書に基づき、請求該当月の翌月末日（以下、「支払期日」といいます。）までに、当社に支払っていただきます。ただし、翌月の末日が金融機関等の休業日の場合は、支払期日を翌営業日といたします。

第16条（支払遅延及び支払過誤等）

（1）支払遅延の際の延滞利息

お客様が電気料金を支払期日までに支払われない場合には、当社は、支払期日

の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて、請求料金に対して、年率10パーセントの延滞利息をお客様に申し受けます。ただし、下記(3)に定める異議申し立てが生じた場合は、支払期日に代わって取り決めた期日の翌日を延滞利息の起算日といたします。

(2) 支払過誤の際の措置

当社は、お客様の支払額に過誤があることが判明した場合、その支払い過剰額又は過少額を遅滞なくお客様にお知らせし、当社はお知らせした翌月の請求においてこれを精算させていただきます。

(3) 異議申立ての期間と対処方法

当社がお客様に提示する請求書の内容に関する異議がある場合には、お客様は当該請求書を受領してから10日以内に当社に対して異議申し立てをすることができます。当該異議申し立てを受けた当社は、お客様に回答をし、又はお客様と当社による協議を求めるものとし、お客様と当社は解決に向けて努力することといたします。なお、異議申し立てによる協議が行われる場合は、第15条(3)に定める支払期日に代わる期日をお客様と当社で決定いたします。なお、第15条(3)に定める支払期日までの支払いが可能ならば、当該支払期日と同一日とすることができます。

第17条 (保証金)

(1) 当社は、供給の再開に先だって、又は供給継続の条件として、予想月額電気料金の3か月分に相当する金額を超えない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

(2) 保証金の預かり期間は、契約期間満了の日以降60日目の日までといたします。

(3) 当社は、本契約が終了した場合又は支払期限を超過してもなお料金を支払われなかった場合には、保証金及びその利息をお客様の支払額に充当することがあります。お客様が第24条(3)②から④のいずれかに該当する場合、本契約に基づく債務に関して期限の利益を放棄するものとする。

(4) 当社は、保証金について、年0.05パーセントの単利の利息を付します。なお円未満の端数は切り捨て、利子を付す期間は、預かり日からお返す日の前日又は充当する日の前日までの期間とします。ただし当社があらかじめお知らせした予定日にお客様の都合によって保証金をお返しできなかった場合はその期間は利息を付す期間から除きます。

(5) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても本契約が終了した場合には、保証金に利息を付してお返しいたします。ただし、上記(3)により支払額に充当した場合は、その残額をお返しいたします。

第18条（債権の譲渡等）

- (1) 当社代理店を通じて電気料金等をお支払いいただくお客様は、当社が電気料金債権等を、当社が定める第三者（以下「代理請求事業者」といいます。）に譲渡することをあらかじめ承諾していただきます。この場合において、当社及び代理請求事業者は、お客様への個別の通知又は譲渡承諾の請求を省略するものとします。
- (2) 上記（1）の規定により譲渡する債権に関する取扱いは、第15条及び第16条にかかわらず、お客様と代理請求事業者の定めるところによることができるものとします。
- (3) お客様は、当社が上記（1）の規定により代理請求事業者へ債権を譲渡する場合において、氏名、住所、金融機関の口座番号、クレジットカードのカード番号等の情報（代理請求事業者がお客様へ電気料金を請求するために必要な情報であって、当社が別に定めるものに限ります。）を当社が代理請求事業者へ提供する場合があることにあらかじめ同意するものとします。
- (4) お客様は、当社が上記（1）の規定に基づき代理請求事業者へ譲渡した債権に係る情報（お客様から代理請求事業者への支払状況に関するものであって、当社が別に定めるものに限ります。）を代理請求事業者が当社に提供する場合があることにあらかじめ同意するものとします。

第19条（お客様の協力）

- (1) データ連携
当社は、お客様の利便性向上のため、小売電気事業者、送配電会社、電力広域的運営推進機関との間で、お客様に電気を供給するために必要な情報を受領し、又は提供することがあります。
- (2) 力率の保持
 - ① 需要場所の負荷の力率は、原則として85%以上に保持していただきます。
 - ② 技術上必要がある場合、当社はおお客様に対して進相用コンデンサの開閉をお願いすることがあります。なお、この場合で進相用コンデンサを開閉していただいたときの1か月の力率は、必要に応じてお客様と当社との協議によって定めます。
- (3) 立ち入り業務への協力
当社が本契約の遂行上、需要場所への立ち入りが必要と認める場合、及び送配電会社から立ち入り業務を実施する旨の要請があった場合、お客様の承諾を得て需要場所へ立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、お客様は当社及び送配電会社の需要場所への立ち入りを承諾していただきます。
- (4) 電気の使用に伴うお客様の協力

お客様の電気の使用が、次の①から⑤の原因等で他のお客様の電気の使用を妨害し、若しくは妨害するおそれがある場合、又は送配電会社若しくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、若しくは支障を及ぼすおそれがある場合には、お客様の負担で、必要な調整装置又は保護装置を需要場所に施設していただくものとします。この場合に、特に必要がある場合には、当社がお客様の負担で供給設備を変更し、又は専用供給設備を施設して、これにより電気を使用させていただきます。

- ① 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
- ② 負荷の特性によって電圧又は周波数が著しく変動する場合
- ③ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
- ④ 著しい高周波又は高調波を発生する場合
- ⑤ その他①から④に準ずる場合

(5) 施設場所の提供

お客様又は当社が、送配電会社から電気の供給に伴う設備の施設場所、工事のために必要な用地等の提供を求められた場合には、その場所を無償で提供させていただきます。

(6) 保安等に対するお客様の協力

- ① お客様は次の場合に、当社と送配電会社にすみやかにその旨を通知していただきます。

(ア) お客様が、引込線、計量器等お客様の需要場所内の送配電会社の電気工作物に異状若しくは故障があり、又は異状若しくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

(イ) お客様が、お客様の電気工作物に異状若しくは故障があり、又は異状若しくは故障が生ずるおそれがあり、それが送配電会社の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

- ② お客様が送配電会社の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更又は修繕工事をする場合は、あらかじめその内容を送配電会社と当社に通知していただきます。また、物件の設置、変更又は修繕工事をした後、その物件が送配電会社の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を送配電会社と当社に通知していただきます。この場合において必要となる内容変更について、送配電会社と協議していただきます。
- ③ 必要に応じて供給開始に先立ち、受電電力を遮断する開閉器の操作方法等について、お客様と送配電会社とで協議していただきます。

(7) 需要情報の通知

当社は、供給計画作成のために、お客様に対して必要な情報の提供をお願いすることがあります。

(6) 技術基準の遵守等

お客様が電気設備を送配電会社の供給設備に電氣的に接続するにあたっては、送配電会社の定める技術基準等を遵守していただきます。また、お客様が発電設備を新たに送配電会社の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、上記(4)に準じて取り扱うとともに、当社は、送配電会社の定める発電設備系統連系サービス要綱に準じて、当該発電設備についてアンシラリーサービス料その他の費用を申し受けます。

(7) 託送供給契約上の需要家に関する事項の遵守

上記のほか、お客様に、送配電会社が託送供給約款において定める需要家に関する事項を遵守していただきます。

第20条 (個人情報の共同利用)

(1) 当社は、お客さまの利便性向上のため、次の各号の者との間でお客さまの個人情報を共同で利用することがあります。

- ① 小売電気事業者
- ② 送配電会社
- ③ 電力広域的運営推進機関

(2) 当社は、上記(1)で定める者との間で、次の各号の目的でお客さまの個人情報を共同利用します。

- ① 託送供給契約又は発電量調整供給契約(以下「託送供給等契約」といいます)の締結、変更又は解約のため
- ② 小売供給契約又は電気受給契約(以下「小売供給等契約」といいます)の廃止取次のため
- ③ 供給(受電)地点に関する情報の確認のため
- ④ 電力量の検針、設備の保守・点検・交換、停電時・災害時等の設備の調査その他の託送供給等契約に基づく送配電会社の業務遂行のため

(3) 当社は、上記(1)で定める者との間で、次の各号の情報を共同利用します。

- ① 基本情報：氏名、住所、電話番号及び小売供給等契約の契約番号
- ② 供給(受電)地点に関する情報：託送供給等契約を締結する送配電会社の供給区域、離島供給約款対象、供給(受電)地点特定番号、託送契約高情報、電流上限値、接続送電サービスメニュー、力率、供給方式、託送契約決定方法、計器情報、引込柱番号、系統連系設備有無、託送契約異動年月日、検針日、契約状態、廃止措置方法

(4) 個人情報の共同利用にかかる管理責任者は次のとおりです。

- ① 基本情報：小売供給等契約を締結している小売電気事業者又は送配電会社
- ② 供給(受電)地点に関する情報：供給(受電)地点を供給区域とする送配電

会社

第21条（供給の停止）

- (1) お客様が次のいずれかに該当する場合には、当社は、電気の供給の停止を送配電会社に依頼することがあります。
- ① 保安上の危険のため緊急を要する場合
 - ② お客様が需要場所内の送配電会社の電気設備を故意に損傷し、又は、亡失して送配電会社に重大な損害を与えた場合
 - ③ 送配電会社以外の第三者が需要場所における送配電会社の電線路又は引込線とお客様の電気設備との接続を行った場合
- (2) お客様が次のいずれかに該当する場合には、当社は、電気の供給の停止を送配電会社に依頼することがあります。なお、この場合、供給停止の5日前までに予告いたします。
- ① お客様が電気料金を支払期日を20日経過してなお支払わない場合
 - ② 本約款によって支払いを要することとなった電気料金以外の債務(延滞利息、工事費負担金その他本契約から生ずる金銭債務をいいます。)を支払わない場合
- (3) お客様が次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社は電気の供給の停止を送配電会社に依頼することがあります。
- ① お客様の責めとなる理由により生じた保安上の危険がある場合
 - ② 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
 - ③ 第19条（お客様の協力）（3）に反して、立ち入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否した場合
 - ④ 第19条（お客様の協力）（4）によって必要となる措置を講じない場合
 - ⑤ 電気需給契約に定める需要の種類とは異なる種類の需要に電気を使用された場合
- (4) 上記（1）から（3）までの場合以外でも、お客様が本契約に反した場合には、当社は電気の供給の停止を送配電会社に依頼することがあります。
- (5) 上記（1）から（4）によって電気の供給を停止する場合には、当社又は送配電会社は、送配電会社の設備又はお客様の電気設備において、供給停止のための必要な処置を行います。なお、この場合には、必要に応じてお客様に協力をしていただきます。
- (6) 上記（1）から（4）によって電気の供給の停止を依頼した場合で、お客様がその理由となった事実を解消し、かつ、その事実に伴い当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときは、当社は、すみやかに電気の供給を再開するよう送配電会社に依頼いたします。

第22条（給電指令の際の措置）

- (1) 当社は、次の場合には、供給時間中に電気の供給を中止し、又はお客様に電気の使用を制限し、若しくは中止していただくことがあります。
- ① 送配電会社の供給設備（送配電会社が使用権を有する設備を含みます。）に故障が生じ、又は故障が生じるおそれがある場合
 - ② 送配電会社の供給設備（送配電会社が使用権を有する設備を含みます。）の点検、修繕、変更その他工事上やむをえない場合
 - ③ 非常変災の場合
 - ④ その他電気の需給上又は保安上必要がある場合等送配電会社が電気の供給を中止し、又は使用を制限し、若しくは中止する要請を行った場合
- (2) 上記（1）の場合には、当社又は送配電会社は、あらかじめその旨をお客様にお知らせいたします。ただし、緊急時等のやむをえない場合は、この限りではありません。
- (3) 上記（1）①から④によって、お客様の電気の使用を制限し、又は中止した場合には、その月の電気料金又は翌月の電気料金にて100%を上限として次のとおりの割引をお客様に対して実施いたします。ただし、その原因がお客様の責めとなる理由による場合は除きます。
- ① 実量制のお客様については、該当する基本料金（力率割引又は割り増し後）を対象として、その1か月の電気の使用を制限し、又は中止した延べ日数1日ごとに4%の割引といたします。
 - ② 協議制のお客様については、該当する基本料金（力率割引又は割り増し後）を対象として、その1か月の電気の使用を制限し、又は中止した延べ時間数1時間ごとに0.2%の割引といたします。
 - ③ 上記①又は②における延べ日数及び延べ時間数は送配電会社より通知されたものといたします。

第23条（工事費等の負担）

- (1) 供給開始に伴う工事費等負担
本契約に基づく供給開始に当たって、当社が当該電力会社からお客様にかかわる工事費等の費用負担を求められた場合には、お客様にその工事費等を負担していただきます。
- (2) 契約変更に伴う工事費等負担
お客様の契約電力の変更により、当社が当該電力会社から工事費等の費用負担を求められた場合には、お客様にその工事費等を負担していただきます。
- (3) 設備の位置変更に伴う工事費等負担

お客様が当該電力会社の設備にかかわる工事等を当該電力会社に依頼し、当社が当該電力会社からその工事費等の費用負担を求められた場合には、お客様にその工事費等を負担していただきます。

(4) 契約電力変更後に本契約を解約又は契約電力を再変更する場合の工事費等負担
お客様の都合により一旦契約電力を変更した上で、更にお客様の都合により途中で本契約を解約し、又は更に変更した当該契約電力を途中で再度変更した結果、当社が当該電力会社からその工事費等の費用負担を求められた場合には、お客様にその工事費等を負担していただきます。

(5) その他

その他お客様の都合に基づく事情により当社が当該電力会社から接続供給契約に基づき工事費等の費用負担を求められた場合には、お客様にその工事費等を負担していただきます。

第24条（契約の変更又は解約等）

(1) 契約の変更

- ① お客様が契約電力の増加又は減少を希望する場合には、原則として変更希望日の3か月前までに当社にその旨を書面にて通知し、当社の書面での了承を得ていただきます。ただし、需給開始日又は契約電力増加日から1年間は原則として契約電力を減少できません。なお、契約電力の変更に際し、送配電会社の供給設備の工事を伴う場合は契約電力の変更に時間を要する場合があります。
- ② 需給開始日又は契約電力増加日から1年を経過する前に契約電力を減少した場合、お客様は需給開始日又は契約電力増加日から契約電力減少日の前日までの期間を対象として、使用が1年未満となる契約電力の減少分につき臨時電力料金単価を適用して算定した電気料金と、当該期間において使用が1年未満となる契約電力の減少分につきお客様が当社に支払った金額及び支払うべき金額の総額との差額を別途当社に支払っていただきます。この場合、算定に用いる使用電力量は、使用が1年未満となる契約電力の減少分とそれ以外の部分との比で按分した値といたします。なお、臨時電力料金単価は第9条（常時供給電力）（2）、第10条（予備電力）（2）及び第11条（自家発供給電力）（2）に定める各料金単価を1.2倍したものといたします。
- ③ お客様が契約電力を超過して電気を使用された場合、該当月以前の電気使用状況を判断して、当該契約電力が不相当と認められる場合には、当社は翌月からの契約電力を当該最大需要電力に変更できるものとします。
- ④ 契約電力の変更は、原則として月単位で実施いたします。ただし、双方が合意すればこの限りではありません。

- ⑤ 実量制のお客様における、上記①又は②の契約電力の増加とは、設備の変更に伴う契約電力の増加といたします。
- ⑥ 合併その他の原因によって、新たなお客様が、それまで電気の供給を受けていたお客様の当社に対する電気の仕様についてのすべての権利及び義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合において、当社が認めるときは名義変更の手続きによることができます。この場合には、その旨を当社へ申し出ていただき、所定の様式により名義変更の手続きを行っていただきます。

(2) 契約の解約

- ① お客様又は当社が本契約の解約を希望する場合には、解約希望日の3か月前までに相手方にその旨を書面にて通知するものといたします。ただし、第26条（不可抗力）に定める場合を除き、本契約締結日以降、需給開始日又は契約電力増加日から1年間は原則として契約を解約できません。
- ② 上記①の通知により本契約の解約をする場合、解約日は当該通知が相手方に到達した月の3か月後の月の末日といたします。ただし、双方が合意すれば、該当月から3か月後の月の末日以外の任意の日を解約日とすることができます。
- ③ 上記②の解約日が、需給開始日又は契約電力増加日から1年以内である場合、お客様は需給開始日又は契約電力増加日から解約日までの期間を対象として、使用が1年未満となる契約電力の解約分につき臨時電力料金単価を適用して算定した電気料金と、当該期間において使用が1年未満となる契約電力の減少分につきお客様が当社に支払った金額及び支払うべき金額の総額との差額を当社に支払っていただきます。この場合、算定に用いる使用電力量は、使用が1年未満となる契約電力の解約分とそれ以外の部分との比により按分した値といたします。また、解約日が該当月の中途の場合は、第14条（電気料金の算定及び支払条件）（5）に定める日割計算に従って算定いたします。なお、臨時電力料金単価は第9条（常時供給電力）（2）、第10条（予備電力）（2）及び第11条（自家発補給電力）（2）に定める各料金単価を1.2倍したものといたします。
- ④ 当社は、原則として、上記により定めた解約日に、電気の供給を終了させるために必要な措置を行います。なお、この場合には、必要に応じてお客様に協力していただきます。
- ⑤ 実量制のお客様における、上記①から③の契約電力の増加とは、設備の変更に伴う契約電力の増加といたします。

(3) 契約の解除

お客様及び当社は、相手方が以下の場合、又は以下の状況に陥るおそれがある

場合、本契約の一部又は全部を解除することができます。

- ① 本契約の不履行の場合
- ② 仮差押え、仮処分、強制執行、及び競売等の申請、並びに破産、特別清算、民事再生、会社更生その他債務整理に関して裁判所の関与する手続きの開始の申立てを受けた場合、又は自らこれらの申立て若しくは特定調停、清算手続きを開始した場合
- ③ 租税公課の滞納処分又は保全処分を受けた場合
- ④ 手形、小切手の不渡り処分、手形取引停止処分を受けるなど支払停止状態に至った場合、又は電子債権記録機関の取引停止処分若しくはこれに準じる処分を受けた場合
- ⑤ お客様が電気料金を支払期日を20日経過してなお支払わない場合
- ⑥ 本約款によって支払いを要することとなった電気料金以外の債務(延滞利息、工事費負担金その他本契約から生ずる金銭債務をいいます。)を支払わない場合

第25条 (損害賠償)

(1) 損害賠償

- ① 当社の故意又は過失によって、お客様が損害を受けた場合には、当社はお客様に対してその賠償責任を負います。
- ② お客様の故意又は過失によって、当社が損害を受けた場合には、お客様に当社の損害につき賠償責任を負っていただきます。
- ③ お客様が電気工作物の改変等によって当社の供給する電気を不正に使用し、当社に支払うべき電気料金の全部、又は一部の支払を免れた場合には、当社はお客様に対し、その免れた金額の3倍に相当する金額を申し受けることがあります。免れた金額とは、本契約に定める供給条件に基づいて算定された金額と、不正な使用方法に基づいて算定された金額との差額といたします。なお、不正に使用した期間が確認できないときは、当社が決定した期間とします。

(2) 損害賠償の免責

- ① 第21条(供給の停止)によって電気の供給を停止した場合、又は第24条(契約の変更又は解約等)によって本契約が終了した場合には、当社はお客様の受けた損害について賠償の責めを負いません。
- ② 第22条(給電指令の際の措置)(1)によって電気の供給を中止し、又は、電気の使用を制限し、若しくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社はお客様の受けた損害について賠償の責めを負いません。

- ③ 当社に故意又は過失がある場合を除き、当社はお客様が漏電、その他の事故により受けた損害について賠償の責めを負いません。

第26条（不可抗力）

（1） 不可抗力による免責

お客様及び当社は以下に定める不可抗力によって本契約の履行が不可能となった場合、お互いに損害賠償責任を負わないこととします。

- ① 地震等の天災地変が起きた場合
- ② 戦争、暴動、内乱等、平時の社会生活の営みを困難にする非常事態が生じた場合

（2） 不可抗力による解約

- ① 上記（1）で定める不可抗力を原因として本契約の履行ができない場合、お客様又は当社は本契約の一部又は全部を解約することができます。
- ② 解約に伴う損害はお客様、当社共に賠償責任を負わないこととします。

第27条（管轄裁判所）

本契約にかかわる訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。

第28条（連絡体制）

お客様と当社は、安定した電気の供給を確保するために必要な連絡体制を確立し、維持するものといたします。

第29条（守秘義務）

- （1） 甲及び乙は、事前に当該情報を開示した当事者の書面による承諾を得た場合を除き、開示当事者から開示された技術上、営業上、財務上その他の一切の情報並びに本契約及び本契約に付随して締結された附則その他の覚書の内容（以下「秘密情報」という。）を第三者に開示、漏洩してはならない。ただし、次の各号に該当するものについては秘密情報に含まれない。

- ① 開示を受ける以前に、すでに保有していた情報
- ② 開示を受ける以前に、すでに知得していた情報
- ③ 開示を受けた後、自らの責に帰しえない事由により公知となった情報
- ④ 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに知得した情報
- ⑤ 開示を受けた情報によらず、独自に開発した情報

- （1） 前項に定める義務は、次の各号に該当する場合には適用しない。

- ① 自己若しくは子会社の役職員又は自己若しくは子会社の委託を受けた弁護

士、公認会計士、税理士又はその他の専門家に対して秘密情報を開示する場合。ただし、本契約の目的又はその事後管理のために開示の必要がある範囲に限るものとし、開示先が法令により秘密保持義務を負う場合を除き、開示先に対し、本契約に基づくのと同等の義務を負わせることを条件とする。

- ② 法令の定め又は監督官庁、裁判所その他の公的機関若しくは自主規制機関の命令等に従い、必要最小限度において開示する場合。ただし、予め相手方に対してその旨を通知すること(事前に通知することが法令等により制限される場合又は時間的に困難な場合は事後に可能な限りすみやかに通知すること)を条件とする。
- ③ 事前に相手方の書面による承諾を得て第三者に開示する場合。ただし、開示先に対し、本契約に基づくのと同等の義務を負わせることを条件とする。

第30条 (契約終了後の取扱い)

本契約は期間満了、解約又は解除により終了します。ただし、本契約に基づく料金支払義務その他の債権債務及び第29条(守秘義務)に関連する事項については、本契約の終了後も、なお存続するものとします。

第31条 (反社会的勢力の排除)

(1) お客様及び当社は、相手方が次の①から⑤のいずれかに該当する者(以下、「反社会的勢力」という。)であることが判明した場合には、何らの催告を要せず本契約を解除することができるものとします。

- ① 暴力団
- ② 暴力団員
- ③ 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- ④ 暴力団関係者
- ⑤ その他上記①から④に準ずるもの

(2) お客様及び当社は、相手方が反社会的勢力と次の①から⑤のいずれかに該当する関係を有することが判明した場合には、何らの催告も要せず、本契約を解除することができるものとします。

- ① 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき
- ② 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
- ③ 自己又は第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加えるなど、反社会的勢力を利用していると認められるとき
- ④ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
- ⑤ その他役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的

に非難されるべき関係を有しているとき

- (3) お客様及び当社は、相手方が自ら又は第三者を利用して次の①から⑤のいずれかに該当する行為をした場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができるものとします。
- ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他上記①から④に準ずる行為
- (4) お客様及び当社は自己が請負若しくは受託した業務について下請若しくは再委託する場合、次のとおり確約するものとします。
- ① お客様及び当社は、各々の下請又は再委託先業者（下請け又は再委託契約が数次にわたるときには、その全てを含む。）が上記（1）に該当しないことを確約し、将来も上記（1）又は上記（2）①から⑤に該当しないことを確約するものとします。
 - ② お客様及び当社は、各々の下請け又は再委託先業者（下請け又は再委託契約が数次にわたるときには、その全てを含む。）が上記（1）①から⑤に該当することが本契約締結後に判明した場合には、直ちに本契約を解除し、又は本契約解除のための措置をとらなければならないものとします。
 - ③ お客様及び当社は、相手方が上記②の規定に反した場合には、本契約を解除することができるものとします。
 - ④ お客様及び当社は、各々の下請け若しくは再委託先業者が、反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請け若しくは再委託先業者をしてこれを拒否させるとともに、不当介入があった時点で、すみやかに不当介入の事実を相手方に報告し、各々協力して捜査機関への通報及び報告を行うものとします。
 - ⑤ お客様及び当社は、相手方が上記④の規定に違反した場合、何らの催告を要せずに、本契約を解除することができるものとします。
- (5) お客様及び当社は、上記（1）から（4）の規定により本契約を解除した場合には、相手方に損害が生じても何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により損害が生じたときは、相手方はその損害を賠償するものとします。

第32条（企業倫理の遵守）

お客様は、当社が全ての法律・法規を遵守すること、並びに全ての資産・取引を正確に記帳記録することを会社の方針としていることを了解し、次のことにご協力いただき

ます。

- (1) お客様が本契約の履行に際し、当社に代わって行為をする場合は、いかなる法律・法規にも違反しないものとします。
- (2) お客様は当社に提出する決裁書類、報告書、及び請求書に、お客様が本契約の履行に際して行った全ての活動及び取引の実態を正しく反映させるものとします。
- (3) お客様は、上記(1)及び(2)に違反した場合は、直ちにその旨を当社に通知していただきます。

第33条（当社とお客様の役員・従業員との利害関係）

- (1) お客様は、当社が利害の抵触について下記の事項を会社の方針としていることを確認するものとします。
 - ① 当社の役員、従業員及びその家族は契約の相手方から贈与若しくは、それと同様な利益を受けたり、又は契約の相手方に対してそのような贈与若しくは、利益を与えたりすることを慎むものとします。
 - ② 当社の役員、従業員及びその家族は契約の相手方の事業について、優先的な取扱いをしたり、又は受けたりするような利害関係をもってはならないものとします。
- (2) お客様は、その知る限りにおいて、本契約締結時には、当社の役員、従業員及びその家族について、上記(1)に掲げた当社の方針に反する事実が無いことを確認するものとします。
- (3) お客様は、利害の抵触があると判断される上記(1)①及び②のような状況に関して既に入手している、又はこれから入手する全ての情報を当社に提供することを承諾するものとします。
- (4) お客様は、上記(1)の当社の方針に抵触する事態が生ずることのないよう適切な注意を払うものとします。この注意義務は、本契約の履行に際して、お客様の従業員又は代理人が当社の役員、従業員又は家族との関係で行う行為にも適用されるものとします。

附則

第1条（電気料金についての特別措置：再生可能エネルギー発電促進賦課金）

（1）電気料金

電気料金は第9条（常時供給電力）（2）、第10条（予備電力）（2）及び第11条（自家発供給電力）（2）の規定にかかわらず、当分の間、第9条（常時供給電力）（2）、第10条（予備電力）（2）及び第11条（自家発供給電力）（2）の規定によって電気料金として算定された金額に、次のニによって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金（消費税等相当額を含む。）を加えたものといたします。

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第16条第2項に定める納付金単価に相当する金額といたします。

ロ 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法その他の関係法令等に定めるところにしたいがい、原則として、平成24年7月1日以降に使用される電気に適用いたします。

ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金の対象となる使用電力量

再生可能エネルギー発電促進賦課金の対象となる使用電力量はその1か月の常時供給電力、予備電力、及び自家発供給電力の使用電力量の合計電力量といたします。

ニ 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、上記ハに定めるその1か月の使用電力量に、上記イに定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を乗じて算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

ホ 再生可能エネルギー発電促進賦課金についての特別措置

再生可能エネルギー特別措置法附則第9条第1項に定める電気の使用者に該当するお客様の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、再生可能エネルギー特別措置法その他の関係法令等に定めるところにしたいがい、上記ニにかかわらず、0円といたします。

また、再生可能エネルギー特別措置法第17条第1項の規定により認定を受けた事業所に係るお客様の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、再生可能エネルギー特別措置法その他の関係法令等に定めるところにしたいがい、上記ニにかかわらず、上記ニによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第17条第3項に規定する政令

で定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたもの
といたします。なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てます。

また、お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第1項の規定
により認定を受けた場合、又は再生可能エネルギー特別措置法第17条第5項若
しくは第6項の規定により認定を取り消された場合は、すみやかにその旨を当社
に申し出ていただきます。ただし、第16条（3）に定める異議申し立てが生じ
た場合は、第15条（3）に定める支払期日に代わって、取り決めた期日の翌日
を延滞利息の起算日といたします。

（2）支払い遅延の際の措置

当社は、第15条（1）にかかわらず、その算定の対象となる請求料金から、次
のイ及びロを差し引いた金額に対し、年10パーセントの延滞利息をお客様に申し
受けます。

イ 消費税等相当額より次のハの算式で算定された再生可能エネルギー発電促進
賦課金の消費税等相当額を差し引いた後の金額

ロ 再生可能エネルギー発電促進賦課金

ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金の消費税等相当額

=再生可能エネルギー発電促進賦課金×消費税等の税率／（1＋消費税等の
税率）

なお、消費税等相当額並びに上記ハの算式により算定された金額の単位は、1円
とし、その端数は切り捨てます。

別表 1

期間及び時間に係る区分

(1) 東京電力エリア

区分		対象期間および時間
夏季／その他季	夏季	7月1日～9月30日
	その他季	夏季以外
休日／平日	休日	土曜日、日曜日、祝日※、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日
	平日	休日以外
ピーク時間／ 昼間／夜間	ピーク時間	日曜日、祝日※に加えて1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日を除いた夏季の13時～16時
	昼間	日曜日、祝日※に加えて1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日及びピーク時間を除いた8時～22時
	夜間	ピーク時間と昼間以外

※祝日とは、「国民の祝日に関する法律」に定められた日をいいます。

(2) 関西電力エリア

項目		対象日時
夏季／その他季	夏季	7月1日～9月30日
	その他季	夏季以外
休日／平日	休日	土曜日、日曜日、祝日※、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日
	平日	休日以外
重負荷時間／ 昼間／夜間	重負荷時間	日曜日、祝日※に加えて1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日を除いた夏季の10時～17時
	昼間	日曜日、祝日※に加えて1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日及び重負荷時間を除いた8時～22時
	夜間	重負荷時間と昼間以外

※祝日とは、「国民の祝日に関する法律」に定められた日をいいます。

(3) 中部電力エリア

項目		対象日時
夏季／その他季	夏季	7月1日～9月30日
	その他季	夏季以外
休日／平日	休日	土曜日、日曜日、祝日*、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日
	平日	休日以外
重負荷時間／ 昼間／夜間	重負荷時間	日曜日、祝日*に加えて1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日を除いた夏季の10時～17時
	昼間	日曜日、祝日*に加えて1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日及び重負荷時間を除いた8時～22時
	夜間	重負荷時間と昼間以外

※祝日とは、「国民の祝日に関する法律」に定められた日をいいます。

(4) 東北電力エリア

項目		対象日時
夏季／その他季	夏季	7月1日～9月30日
	その他季	夏季以外
休日／平日	休日	土曜日、日曜日、祝日*、1月2日、1月3日、1月4日、4月30日、5月1日、5月2日、12月29日、12月30日、12月31日
	平日	休日以外
ピーク時間／ 昼間／夜間	ピーク時間	日曜日、祝日*に加えて1月2日、1月3日、1月4日、4月30日、5月1日、5月2日、12月29日、12月30日、12月31日を除いた夏季の13時～16時
	昼間	日曜日、祝日*に加えて1月2日、1月3日、1月4日、4月30日、5月1日、5月2日、12月29日、12月30日、12月31日及びピーク時間を除いた8時～22時
	夜間	ピーク時間と昼間以外

※祝日とは、「国民の祝日に関する法律」に定められた日をいいます。

別表 2

平均力率の算定

(1) 平均力率は、次の式によって算定された値といたします。ただし、有効電力量の値が零となる場合の平均力率は、85パーセントといたします。

$$\text{平均力率 (パーセント)} = \frac{\text{有効電力量}}{\sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2}} \times 100$$

(2) 有効電力量及び無効電力量は、原則として送配電会社が設置した計量器により計量するものといたします。

別表 3

燃料費調整単価算出係数等

(1) 東京電力エリア

項目		値
係 数	α	0. 1 9 7 0
	β	0. 4 4 3 5
	γ	0. 2 5 1 2
燃料価格	X	4 4, 2 0 0 円
基準単価 (1キロワット時につき)	特別高圧	2 1 銭 7 厘
	高圧	2 2 銭 0 厘

※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。

(2) 関西電力エリア

項目		値
係 数	α	0. 2 9 8 5
	β	0. 2 8 8 4
	γ	0. 4 3 0 0
燃料価格	X	4 0, 7 0 0 円
基準単価 (1キロワット時につき)	特別高圧	2 0 銭 0 厘
	高圧	2 0 銭 3 厘

※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。

(3) 中部電力エリア

項目		値
係 数	α	0. 0 2 7 5
	β	0. 4 7 9 2
	γ	0. 4 2 7 5
燃料価格	X	4 5, 9 0 0 円
基準単価 (1キロワット時につき)	特別高圧	2 1 銭 6 厘
	高圧	2 1 銭 9 厘

※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。

(4) 東北電力エリア

項目		値
係 数	α	0. 1 1 5 2
	β	0. 2 7 1 4
	γ	0. 7 3 8 6
燃料価格	X	3 1, 4 0 0 円
基準単価 (1キロワット時につき)	特別高圧	2 0 銭 2 厘
	高圧	2 1 銭 0 厘

※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。